

### 平成28年の請求書等の受付日について

請求書及び明細書は、診療（調剤）月の翌月1日から10日までに提出してください。  
 受付時間は、午前9時から午後5時までです。（宅配便等で送付される場合は10日必着）  
 請求書等を持参する場合、受理を確認するため、受領書を発行しておりますのでお持ちください。  
 早めの提出に御協力ください。

※各月の⑩日が、受付締切日です。塗り潰してある日は、国保会館が閉館しております。

ただし、1月10日（日）、4月10日（日）、7月10日（日）、9月10日（土）、

10月10日（月・祝）、12月10日（土）については、受付事務のみ行っております。

平成28年

	日	月	火	水	木	金	土
1月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	⑩						
2月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	⑩			
3月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	⑩		
4月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	⑩						
5月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	⑩			
6月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	⑩	
7月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	⑩						
8月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	⑩			
9月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	⑩
10月						1	
	2	3	4	5	6	7	8
	9	⑩					
11月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	⑩		
12月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	⑩

オンライン請求システムについては、下記のとおりとなります。

- 診療報酬等の請求及び受付・事務点検ASP
  - ・5日～7日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
  - ・8日～10日 8：00～24：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
- 受付・事務点検ASP結果の訂正可能期間
  - ・5日～12日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
  - ただし、8日～10日は24：00まで

※審査・支払の処理上、できるだけ毎月10日までに請求確定をお願いいたします。

受付に関する問合せ

管理課管理係

電話 043 (254) 7183

オンライン請求に関する問合せ

管理課審査システム係

電話 043 (254) 7310

## 未コード化傷病名について

電子レセプト請求の傷病名コードについては、記録条件仕様により「傷病名に対応する7桁の傷病名コードを記録する」とされております。

傷病名コード及び修飾語コードで記録できる傷病名につきましては、傷病名コード等により記録していただきますようお願いいたします。

### 1 未コード化傷病名で請求されている主な例

未コード化傷病名	未コード化傷病名コード	傷病名	傷病名コード
末梢神経障害性疼痛	【0000999】	末梢神経障害性疼痛	【8846220】
神経障害性疼痛	【0000999】	神経障害性疼痛	【8847489】
変形性腰椎症	【0000999】	変形性腰椎症	【7213016】
不安神経症	【0000999】	不安神経症	【3000010】
腰部脊柱管狭窄症	【0000999】	腰部脊柱管狭窄症	【7240012】
うつ状態	【0000999】	うつ状態	【3004001】
頰椎症性神経根症	【0000999】	頰椎症性神経根症	【7211011】
過活動膀胱	【0000999】	過活動膀胱	【8843031】
非弁膜症性心房細動	【0000999】	非弁膜症性心房細動	【8846906】
高血圧症	【0000999】	高血圧症	【8833421】
骨粗鬆症	【0000999】	骨粗鬆症	【7330006】
アレルギー性鼻炎	【0000999】	アレルギー性鼻炎	【4779004】
脂質異常症	【0000999】	脂質異常症	【8844446】
アレルギー性結膜炎	【0000999】	アレルギー性結膜炎	【3721002】
発作性心房細動	【0000999】	発作性心房細動	【8846942】

### 2 傷病名コードと修飾語コードを組み合わせることにより登録できる傷病名の例

登録したい傷病名	修飾語	修飾語コード	傷病名	傷病名コード
腰部脊椎症	腰部	【1103】	脊椎症	【7219004】
体幹湿疹	体幹	【1744】	湿疹	【6923002】
両白内障	両	【2057】	白内障	【3669004】
腎機能低下の疑い	の疑い	【8002】	腎機能低下	【8835584】

### 3 診療報酬情報提供サービスのホームページでは、各種マスターの確認など電子レセプト作成のための情報を確認できます。

診療報酬情報提供サービス URL: <http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu>

ブイフェンド錠 50mg、同錠 200mg、同 200mg 静注用及び同ドライシ  
ロップ 2800mg の効能・効果等の変更に伴う「診療報酬の算定方法の  
一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知

平成 27 年 8 月 24 日付け保医発 0824 第 5 号)

(平成 27 年 8 月 24 日から適用)

記

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 26 年 3 月 5 日付  
け保医発 0305 第 3 号）の別添 1 第 2 章第 1 部 B 0 0 1 特定疾患治療管理料の 2 特定薬剤治  
療管理料の（1）スを次のように改める。

ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗  
真菌剤を投与（造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とす  
るものに限る。）しているもの

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号)

改正後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理料	第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理料
B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記の ものに対して投与薬剤の血中濃 度を測定し、その結果に基づき当 該薬剤の投与量を精密に管理し た場合、月 1 回に限り算定する。 ア～シ (略) ス 重症又は難治性真菌感染症 又は造血幹細胞移植の患者で あつてトリアゾール系抗真菌 剤を投与（造血幹細胞移植の患 者にあつては、深在性真菌症の	B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記の ものに対して投与薬剤の血中濃 度を測定し、その結果に基づき当 該薬剤の投与量を精密に管理し た場合、月 1 回に限り算定する。 ア～シ (略) ス 重症又は難治性真菌感染症 の患者であつてトリアゾール 系抗真菌剤を投与しているもの

<p>予防を目的とするものに限 る。)しているもの セ～タ (略)</p>	<p>セ～タ (略)</p>
---	----------------

## 疑義解釈資料 (抜粋)

平成 26 年度診療報酬改定の取扱いに係る疑義解釈資料の一部を掲載いたします。  
(厚生労働省保険局医療課 平成 27 年 9 月 3 日付け事務連絡)

≪医科≫

【処置】

問 J 003 局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1 日につき) は、「特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる」こととされているが、局所陰圧閉鎖処置用材料を算定した日しか当該処置料は算定できないのか。

答 過去に局所陰圧閉鎖処置用材料を算定していて、引き続き当該材料を使用して治療を行っている場合には、当該材料を算定した日以外の日であっても、1 日につき 1 回、当該処置料を算定できる。

【手術】

問 「ザイヤフレックス注射用」について、拘縮索への注射に加え伸展処置を行うことがあるが、注射と伸展処置とを併せた技術料についてはどのように算定できるのか。

答 当該薬剤の 1 回の投与 (同一日に複数ヵ所に注射を行った場合を含む) 及び伸展処置に係る一連の手技として、G000 皮内、皮下及び筋肉内注射 (1 回につき) ではなく、K075 非観血的関節授動術の「3」肩鎖、指 (手、足) を算定できる。

### 【小児補助人工心臓】

問 「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（平成27年7月31日付け保医発0731第2号）に「心房脱血用カニューレは右心補助について1個を限度として算定する。」と記載があるが、左心補助に際して、左房脱血を目的として心房脱血用カニューレを使用する場合も想定しうる。添付文書上も制限がなく取扱説明書にも左房脱血についての記載があるが、この場合、心房脱血用カニューレは算定できないのか。

答 左心補助に際し、左室脱血の代替手段として左房脱血を行う場合は、右心補助に準じて心房脱血用カニューレを算定しても差し支えない。ただし、この場合、心尖部脱血用カニューレを同時に算定することはできないことに留意されたい。

問 「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（平成27年7月31日付け保医発0731第2号）に「当該材料を、前回算定日を起算日として3ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」と記載があるが、これは前回算定日から3ヶ月以内は算定ができないということか。

答 前回算定日を起算日として3ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、その理由が医学的に妥当であれば算定できる。

### 『重度心身障害者（児）医療費助成制度の請求について』

本会では、千葉県内の国民健康保険及び千葉県内の後期高齢者医療に加入している場合、または全国土木建築国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合に加入している場合のみ、公費併用レセプトとして取扱っておりますので御注意ください。

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国民健康保険				退職者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	28,891	431,986	1,562,269,654	54,074.61	868	11,867	52,083,818	60,004.40
	入院外	1,126,628	1,800,116	1,606,451,901	1,425.89	35,446	56,252	56,915,887	1,605.71
歯 科	入 院	180	1,221	6,033,382	33,518.79	5	74	270,548	54,109.60
	入院外	282,097	547,322	354,125,670	1,255.33	9,626	18,931	11,905,073	1,236.76
調 剤		736,714	898,487	890,884,681	1,209.27	23,098	27,501	29,056,262	1,257.96
訪 問 看 護		1,998	13,524	145,340,700	72,743.09	71	472	5,430,540	76,486.48
支 払 総 額		2,176,508		32,685,753,204		69,114		1,052,602,944	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	38,497	645,836	2,069,659,446	53,761.58
	入院外	842,895	1,517,293	1,376,199,049	1,632.71
歯 科	入 院	111	906	3,856,683	34,744.89
	入院外	136,670	276,149	185,153,712	1,354.75
調 剤		589,024	771,041	929,836,102	1,578.60
訪 問 看 護		1,849	14,896	166,576,050	90,089.81
支 払 総 額		1,609,046		40,969,326,372	

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国民健康保険				退職者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	28,325	425,215	1,511,490,490	53,362.42	809	11,230	47,440,506	58,640.92
	入院外	1,049,351	1,624,408	1,469,457,714	1,400.35	33,636	52,347	53,847,590	1,600.89
歯 科	入 院	164	1,121	6,531,679	39,827.31	4	18	78,660	19,665.00
	入院外	261,952	479,300	310,737,529	1,186.24	8,834	16,385	10,416,307	1,179.12
調 剤		684,420	816,769	838,531,734	1,225.17	21,917	25,812	28,089,648	1,281.64
訪 問 看 護		1,982	12,813	138,087,090	69,670.58	70	577	6,487,020	92,671.71
支 払 総 額		2,026,194		30,554,420,723		65,270		982,586,369	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	38,086	653,277	2,060,341,755	54,097.09
	入院外	811,617	1,405,125	1,280,784,467	1,578.07
歯 科	入 院	85	596	2,536,779	29,844.46
	入院外	128,218	240,969	162,077,669	1,264.08
調 剤		566,745	722,865	873,454,170	1,541.18
訪 問 看 護		1,860	14,441	162,688,770	87,467.08
支 払 総 額		1,546,611		39,448,896,048	

◎お知らせ◎

診療報酬請求書等の受付について

平成28年1月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(日)です。  
 (日曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っております。)  
 なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日(火)が受付締切日となります。請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。

編集・発行人

発行 平成27年11月13日  
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号  
 千葉県国民健康保険団体連合会  
 電話 (043)254-7174  
 発行責任者 宮崎 重一  
 編集責任者 笹川 恵美子  
 印刷所 (株) さくら印刷